

町民税・県民税・森林環境税、特別徴収事務取扱について

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、ご理解とご協力によりまして、順調に進んでおりますことを深く感謝いたします。

1. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者で、地方税法の規定によって指定された者をいいます。

2. 町・県民税・森林環境税を特別徴収される人

当年の1月1日現在茂木町に住所を有し、前年中に給与の支払いを受け、かつ当年4月1日現在において給与の支払いを受けている人、及び当年中に退職所得の支払いを受けた人

3. 普通徴収への切替理由

- (1) 事業所内の他の市町村も含めた総受給者数が2名以下
- (2) 他の事業所で特別徴収を受けている(乙欄該当者など)
- (3) 給与が少なく、税額が引けない
- (4) 給与の支払いが不定期
- (5) 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- (6) 退職者又は退職予定者

4. 徴収及び納入について

毎月、給与を支払う時に特別徴収税額通知書の「納付額」欄に記載された金額を納税者より徴収して、翌月10日までに納入書に必要事項を記載し、指定金融機関に納入してください。

納期限(翌月10日)までに完納しない場合は、法律の定めるところにより延滞金を納入しなければならないとともに滞納処分を受けることになります。

なお、督促状が発せられてから納入した場合は督促手数料を納入しなければなりません。

5. 納税者の退職転勤等について

納税者が年途中で退職又は転勤し徴収できなくなったときはその月まで徴収し、速やかに「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の上段の各欄に記載して提出してください。

転勤した人が新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には届出書備考欄に納付額を記載し新勤務先へ回付してください。

新勤務先では下段「転勤等による特別徴収届出書」に記載し課税市町村へ送付してください。

※なお年途中で退職した場合の徴収方法については下記のとおりとなります。

(1) その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合は、「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」のご注意2を参照してください。

(2) その年の12月31日までに退職した人でまだ徴収されていない残りの税額を退職手当などからまとめて徴収されることを申し出た場合は、一括徴収になります。

(3) 翌年の1月1日以降4月30日までに退職した人で(1)に該当しない人の場合は本人の申し出がなくても給与又は退職金から残りの住民税の額を一括徴収することになります。

6. 退職手当を支給するとき

退職手当を支払われる場合、税額を算出し納入書裏面の納入申告書に記載のうえ納入してください。

7. 徴収税額の変更通知について

既に通知した税額を変更する必要があるときは特別徴収税額の変更通知書を送付しますから変更された金額にて徴収してください。

8. 納税者への税額通知書等の交付

送付します納税者への税額通知書等はすみやかに各納税者に交付してください。なお、退職等により交付出来ない人がある場合は「給与支払報告及び特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」と一緒に返送してください。

お願い

1. 退職、休職等により徴収できなくなった特別徴収税額は普通徴収の方法に変更して納税通知書を発布し、納税義務者から直接収めていただきますが、納税義務者が6月1日から12月31日までの間に退職した場合は、本人の申し出により残税額を、又翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、本人の申し出がなくても残税額を超える給与や、退職手当等が翌年の5月31日までの間に支払われる場合は、一括徴収して翌月の10日までに納入してください。

2. eLTAX（エルタックス）地方税共通納税システムをご利用いただきますと、金融機関窓口へ行く必要がなくなり納付事務の負担が軽減されます。地方公共団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付できます。

※詳しくはeLTAX ホームページをご覧ください。[\(https://www.eltax.lta.go.jp/\)](https://www.eltax.lta.go.jp/)

3. 退職所得に係る住民税額を徴収し納入される場合は、納入書裏面の町民税県民税納入申込書に記入し、また退職所得に係る住民税納入内訳書にその明細を記入し送付してください。

4. 納入金額の書きあやまりなどの場合は、予備納入書をご使用ください。

5. 退職者が海外転出予定の場合などその後の連絡が難しい場合、退職日を待たず早めにご連絡ください。

◎給与支払報告書は翌年1月31日までにご提出ください。